

(別記)

令和4年度長洲町農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本町の農業は、水稲・麦・大豆の作付を基本とする土地利用型農業を中心としながら、ミニトマト・トマト等の施設園芸野菜や露地野菜の作付も増加している。

耕地面積は680ha（水田 570ha、畑 110ha）で、水田面積570haに対して、291ha（約51%）の基盤整備が完了しており、約248ha（約44%）の暗渠排水が整備されている。

今後、主食用米の需要が減少していくことが見込まれることから、麦・大豆・新規需要米・高収益作物等への作物転換を促進することで、収益の確保を図っていく必要がある。

また、担い手の高齢化や後継者不足等による、更なる担い手の減少が想定されることから、農地集積・集約化により、水田面積の維持、作付けの推進を図っていく必要がある。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

本町では、転換作物として麦・大豆の生産が盛んであり、その他、主食用米に代わり新市場開拓米や米粉用米等が生産されており、今後も水田農業の収益力向上のため、作付面積の拡大を図る。高収益作物については、ミニトマト・トマト等の施設園芸野菜や露地野菜など様々な転作作物が生産されており、農業者の作付体系に適合した作物導入など適地適作の推進を図る。

転換作物や高収益作物への計画的な転作を図るため、水田農業高収益化推進助成等の周知を行い、本町における水田農業の高収益化を推進する。

新たな市場・需要の開拓への向けた取組として、新規需要米として「やまだわら」の作付を推進し、シンガポール、香港、台湾に輸出が行われている。今後も増加する需要に応えるため、作付の支援を行う。

生産コスト低減への取組として、低コスト生産技術の導入、普及を図るほか、今後の担い手への更なる減少が想定される中、担い手への農地集積・集約化を図ることで、効率的な生産体制へと水田面積の維持を目指す。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

実質化された人・農地プランの取組を推進し、認定農業者や地域の担い手への農地集積・集約化を図り、水田の有効利用を取組む。

また、水稲に代わり転換作物である大豆の生産を推進し、大豆と水稲のローテーションを行うことで、生産量の確保に努める。

水稲の作付に活用される見込みがない水田については、利用状況の点検を行い、点検結果を踏まえて、地域の実状に応じた水田の畑地化を推進する。

4 作物ごとの取組方針等

町内の約 570ha の水田について、適地適作を基本として、産地交付金等を活用しながら、麦・大豆・新規需要米・米粉用米を転作作物の主体として位置づけ、需要に応じた作物の振興を進め、精算の維持・拡大を図る。

(1) 主食用米

需要に応じた生産を行うため、生産目安を基にした主食用米の生産をする。また、熊本県の水稲奨励品種である「ヒノヒカリ」「森のくまさん」「くまさんの力」「あきまさり」「やまだわら」の作付を主とし、『売れる米作り』を推進し、農業者の経営安定を図る。

(2) 非主食用米

ア 米粉用米

今後の新たな取組が進められると予測される米粉用米についても、多収品種「ミズホチカラ」の作付を推奨し、需要量に見合う生産量を確保していくため、生産の推進及び拡大を目標とした取組を進める。

イ 新市場開拓用米

多収品種「やまだわら」の作付を推進し、輸出用米等の作付拡大を図り、農家経営の安定と所得の増大を目指す。

(4) 麦、大豆、飼料作物

麦に関して、本町の気候条件及び耕作地条件に適している「シロガネコムギ」「チクゴイズミ」、パン用品種「ミナミノカオリ」の作付に取組む。単収の増加が課題となっており、農業者の所得向上に向けたインセンティブとして、産地交付金等を活用し、担い手に支援を行うことにより、生産性の向上を目指す。

大豆に関して、主に良質多収量品種の「フクユタカ」での作付に取組む。麦と同様に単収の増加が課題であり、地域の基準反収も熊本県全体と比較しても低い水準である。収益及び収量の向上を目指し、産地交付金にて、担い手の収量に応じ交付額に差を設けることにより、生産意欲の向上を図る。

飼料用作物に関して、小規模ではあるが耕畜連携の取組が行われており、畜産経営や農地の保全に寄与している。そのため、産地交付金を活用し、今後も継続して取組の支援を図る。

さらに、産地交付金を活用して、麦・大豆・飼料作物に対して、二毛作による作付への支援を行うことで、更なる生産振興を図るとともに、水田利用率の向上を図る。

(5) 地力増進作物

高収益作物等の転換作物の生育向上のため、土中の有機物量増加、物理性改良を図る。そのために、れんげ、ソルゴウ、イタリアンライグラス、なたねを地力増進作物として作付けすることを推進する。

(6) 高収益作物

転作水田においては、販売を目的とした野菜等が作付されている。小規模農地での野菜の生産においても、玉名農業協同組合に共同で出荷を行うことにより、生産者の所得の向上及び耕作放棄地の発生防止等に非常に大きな役割を果たしている。

このようなことから、これまでと同様、産地交付金において園芸作物等への支援を行いながら作付面積の維持、拡大を図る。また、ミニトマト・トマトを中心とする施設園芸作物においても、本町の農業を支える重要な役割を担っているため、併せて支援を行い、振興を図る。

5 作物ごとの作付予定面積等 ~ 8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和5年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	307.17	0.00	294.00	0.00	294.00	0.00
備蓄米	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
飼料用米	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
米粉用米	0.00	0.00	0.50	0.00	0.50	0.00
新市場開拓用米	2.64	0.00	2.92	0.00	3.30	0.00
WCS用稲	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
加工用米	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
麦	318.12	193.87	320.00	195.00	320.00	195.00
大豆	32.51	31.47	50.00	45.50	50.00	45.50
飼料作物	24.37	1.88	24.37	1.88	24.37	1.88
・子実用とうもろこし	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
そば	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
なたね	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
地力増進作物	0.00	0.00	0.00	0.00	0.10	0.00
高収益作物	18.98	0.27	19.00	0.30	19.00	0.30
・野菜	17.57	0.27	19.00	0.30	19.00	0.30
・花き・花木	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
・果樹	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
・その他の高収益作物	1.40	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
その他	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
畑地化	0.00	0.00	0.00	0.00	0.10	0.00

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	用途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	大豆、麦	担い手収穫加算 （基幹・二毛作）	大豆（基準単収を上 回った生産面積）	（令和3年度） 3.7ha	（令和5年度） 18.5ha
			大豆（収量）	（令和3年度） 75kg/10a	（令和5年度） 91.5kg/10a
			麦（基準単収を上回っ た生産面積） ※水稲裏作の麦は除く	（令和3年度） 128.5ha	（令和5年度） 100.0ha
			麦（収量）	（令和3年度） 414.3kg/10a	（令和5年度） 337.5kg
2	麦、大豆、飼料作物	二毛作助成 （二毛作）	大豆（取組面積）	（令和3年度） 31.4ha	（令和5年度） 45.5ha
			麦（取組面積）	（令和3年度） 193.9ha	（令和5年度） 190.0ha
			飼料作物（取組面積）	（令和3年度） 1.9ha	（令和5年度） 2.0ha
			水田利用率	（令和3年度） 126.2%	（令和5年度） 127.0%
3	野菜、花き・花木、 果樹その他作物	地域振興作物への助成 （基幹）	野菜等（取組面積）	（令和3年度） 17.6ha	（令和5年度） 20ha
4	新市場開拓用米 （輸出用米を含む）、 米粉用米	新規需要米における 多収品種の取組 （基幹）	新市場開拓用米（取組 面積）	（令和3年度） 2.6ha	（令和5年度） 3.3ha
			米粉用米（取組面積）	（令和3年度） 0.0ha	（令和5年度） 0.5ha
5	ミニトマト、トマト、な す、きゅうり、アスパラガ ス、いちご（施設園芸によ り販売目的で作付けされた 転作作物）	施設園芸加算 （基幹）	施設園芸（取組面積）	（令和3年度） 10.4ha	（令和5年度） 11.3ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名: 熊本県

協議会名: 長洲町農業再生協議会

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	担い手収穫加算(基幹)	1	5,400	大豆、麦	対象作物の作付面積に応じて支援(ただし、基準単収を上回った場合のみ)
1	担い手収穫加算(二毛作)	2	5,400	大豆、麦	対象作陸の作付面積に応じて支援(ただし、基準単収を上回った場合のみ)
2	二毛作助成(二毛作)	2	13,000	麦、大豆、飼料作物	対象作物を二毛作として作付けされた作付面積に応じて支援
3	地域振興作物への助成(基幹)	1	13,000	野菜、花き・花木、果樹、その他作物(別紙のとおり)	対象作物を転作作物として販売目的で作付された作付面積に応じて支援
4	新規需要米における多収品種の取組(基幹)	1	10,000	新市場開拓用米(輸出米を含む)、米粉用米	多収品種による対象作物の作付面積に応じて支援
5	施設園芸加算(基幹)	1	10,000	ミニトマト、トマト、なす、きゅうり、アスパラガス、いちご(施設園芸により販売目的で作付けされた転作作物)	施設園芸による対象作物の作付面積に応じて支援

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。
ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

別紙

地域振興作物への助成対象作物一覧

長洲町農業再生協議会

1. 野菜

なす、かぼちゃ、ピーマン、にんじん、はくさい、トマト、ミニトマト、レタス、きゅうり、すいか、メロン、いちご、レンコン、しょうが、いも類、ねぎ、たまねぎ、きゃべつ、青さやいんげん、未成熟とうもろこし、アスパラガス、オクラ、ニンニク、ヤマイモ、青さやエンドウ、未成熟ソラマメ、ほうれんそう、ブロッコリー、マクワウリ

2. 花き・花木

菊類、ばら、カーネーション、宿根かすみ草、枝物類、花木類、花壇用苗もの類、球根類、食用花き類

3. 果樹

日本なし、ぶどう、柑橘類
(但し、新植から4年目までのものに限る)

4. その他作物

該当なし

8 産地交付金の活用方法の明細

1. 地域農業再生協議会名

長洲町農業再生協議会

2. 活用予定額の総括表

(単位:円)

協議会等名	配分枠 (A+B)		活用予定額
	当初配分 (A)	追加配分 (B)	
長洲町農業再生協議会	40,724,000	0	40,698,000

(注)追加配分が未定の段階にあつては、該当箇所を空欄により作成することとします。

3. 活用方法

配分枠

40,724,000

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価① (円/10a)	面積 (a単位)※3															合計 ② ※5	所要額 ①×② (円)	
				戦略作物							新市場開拓用米	そば	なたね	地力増進作物	高収益作物						その他
				麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米					野菜	花き・花木	果樹	その他の高収益作物			
1	担い手収穫加算(基幹)	1	5,400	9,500	100															9,600	5,184,000
1	担い手収穫加算(二毛作)	2	5,400		1,950															1,950	1,053,000
2	二毛作助成(二毛作)	2	13,000	18,800	4,550	50														23,400	30,420,000
3	地域振興作物への助成(基幹)	1	13,000											2,000						2,000	2,600,000
4	新規需要米における多収品種の取組(基幹)	1	10,000				50					291								341	341,000
5	施設園芸加算(基幹)	1	10,000											1,100						1,100	1,100,000
合計(基幹)※4			実面積	9,500	100		50				291			2,000						11,941	※6
合計(二毛作)※4			実面積	18,800	4,550	50														23,400	40,698,000

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができます。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 「面積」は、当初配分により支援を行う用途について記入し、追加配分により支援を行う用途については、追加配分額が未定の段階にあっては空欄としてください。

※4 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)の実面積」は、二毛作を対象とした設定の実面積を記入してください。

また、「合計②」欄は、基幹作、二毛作それぞれの実面積の合計を記入してください。

※5 ②の合計は、各用途の合計面積を記入してください。

※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

(注)用途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

4. 追加配分等を受けた場合の調整方法

整理番号3>整理番号4>整理番号5>整理番号2>整理番号1の順に配分額の範囲内及び上限単価以内で増額調整する。地力増進作物の作付拡大に伴う追加配分は、上記増額調整方法により、整理番号1～5の単価調整用の原資する。所要額が配分枠を超過する整理番号があった場合は、次の計算式により、超過する整理番号の単価を調整する。
減額する作物の調整後の単価＝調整前単価×(所要額÷減額する作物の所要額)
なお、調整後単価は10円単位で取扱い、端数は切り捨てる。
最終単価調整時に増額調整できる場合、減額した用途を優先して増額する。

5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

整理番号2>整理番号1(麦・基幹作)>整理番号1(大豆・基幹作)>整理番号1(大豆・二毛作)>整理番号5>整理番号4>整理番号3の順に単価を維持し、下記の計算式により単価を減額する。
減額する作物の調整後単価＝調整前単価×(所要額÷減額する作物の所要額)
なお、調整後単価は10円単位で取扱い、端数は切り捨てる。

6. 高収益作物について

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜、花き・花木、果樹除く)を記載してください。

注2 収益性のわかるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	長洲町農業再生協議会	整理番号	1			
使途名	担い手収穫加算（基幹・二毛作）					
対象作物	大豆、麦					
単 価	5,400円/10a（上限単価16,000円/10a）					
課 題	長洲町において、麦や大豆は基幹作及び二毛作を行う上で非常に大きな役割を担っているが、収量が少なく、収量の向上が大きな課題となっている。そのため、地域の中心的な担い手に集約し、単収及び生産面積を増進していく必要がある。					
目 標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	大豆 （基準単収を上回った 生産面積）	目標	7.0ha	17.5ha	18.0ha	18.5ha
		実績	17.0ha	3.7ha	-	-
	大豆(収量)	目標	88.0kg/10a	90.5kg/10a	91.0kg/10a	91.5kg/10a
		実績	90.0kg/10a	75kg/10a	-	-
	麦 （基準単収を上回った 生産面積） ※水稻裏作の麦は除く	目標	-	90.0ha	95.0ha	100.0ha
		実績	88.5ha	128.5ha	-	-
	麦(収量)	目標	302.0kg/10a	336.5kg/10a	337.0kg/10a	337.5kg/10a
実績		336.0kg/10a	414.3kg/10a	-	-	
内 容	収量向上の誘導策として助成を行うことにより、営農意欲の増進および生産性の向上を図る。 担い手により交付対象水田に作付された対象作物の面積に応じて助成する。					
具体的要件	<p>○助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象作物（大豆、麦）を出荷・販売目的で作付けする、認定農業者又は長洲町農業再生協議会が認めた「農業に意欲的である者」（長洲町人・農地プランの地域の中心となる経営体に位置付けられた者、又は認定新規就農者又は集落営農組織） <p>○助成対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に定める交付対象水田 <p>○作物特有の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種子小麦、種子大豆、黒大豆は対象外 ・実需者等との間で出荷・販売契約を締結していること ・次の条件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ①小麦2等以上に格付けされたこと ②普通大豆3等以上のもの及び特定加工用大豆の合格に格付けされたこと ③当年産の収穫単収＞当年産の畑作物の生産予定数量に定めた平均単収であること ④単収については、農業者毎の単収とする。 （集落営農については、集落営農全体の単収とする） <p>○その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の肥培管理を行い、出荷販売を行うこと。 ・交付の対象となる作物と同一年度に水稻（需要に応じた米生産の推進に関する要領第3に定める生産確定数量の外数として扱う米穀等に係る水稻の作付を除く）の作付が行われていない水田であること。 					
取組の 確認方法	<p>○経営所得安定対策等実施要綱第2の5に基づく確認及び以下の書類等により確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営農計画書、交付申請書、対象者であることが確認出来るリスト等 ・出荷・販売伝票（作物名、日付、出荷・販売先が分かるもの） ・作業日誌（作物名、収穫日が分かるもの） ・水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書 					
成果等の 確認方法	現地確認を行い、適切に対象作物が生産されているか確認する。 販売伝票等により、基準単収を上回っているかを確認する。					
備考	交付金の対象者は基準単収を上回った者のみに限定する。 収量が多いものほど、より多くの交付金が配分される仕組みを設けることにより、生産者の生産意欲を刺激し、収量の向上が見込める。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和4年度から新規に設定した目標については、令和2年度及び3年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	長洲町農業再生協議会	整理番号	2			
使途名	二毛作助成（二毛作）					
対象作物	麦、大豆、飼料作物					
単 価	13,000円/10a（上限単価25,000円/10a）					
課 題	長洲町において、二毛作が行われている面積は少なく、水稻時期以外に利用されていない農地の有効活用が課題となっている。そのため、取り組む農家に助成することにより二毛作を推進し、所得の向上を目指すとともに、水田利用率の向上を図っていく必要がある。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	大豆（取組面積）	目標	—	41.0ha	45.5ha	45.5ha
		実績	37.7ha	31.4ha	—	—
	麦（取組面積）	目標	176.0ha	186.0ha	188.0ha	190.0ha
		実績	185.1ha	193.9ha	—	—
	飼料作物 （取組面積）	目標	0.5ha	0.5ha	2.0ha	2.0ha
		実績	0ha	1.9ha	—	—
	水田利用率	目標	125.0%	125.0%	126.5%	127.0%
実績		121.4%	126.2%	—	—	
内 容	交付対象水田に二毛作として作付された対象作物の面積に応じて助成する。					
具体的要件	<p>○助成対象者 水田活用の直接支払交付金の助成対象者</p> <p>○対象農地 経営所得安定対策等実施要綱に定める助成対象水田</p> <p>○その他要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作付体系は、①主食用米と対象作物、②新規需要米と対象作物、③加工用米と対象作物、④対象作物同士とする。 ・対象作物について、通常の肥培管理・出荷販売を行うこと。 ・麦、大豆、飼料作物については生産性向上の取組として、排水対策を実施すること。 					
取組の 確認方法	<p>○現地確認（経営所得安定対策等実施要綱第2の5）及び必要に応じて以下の書類等により確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営農計画書、交付申請書 ・出荷・販売伝票（作物名、日付、出荷・販売先が分かるもの） ・作業日誌（作物名、収穫日が分かるもの） 					
成果等の 確認方法	<p>水田利用率に関しては（基幹作＋二毛作）の面積÷水田面積で求めるものとする。 なお、基幹作及び二毛作面積については、販売を目的として生産される作物の面積を計上するものとする。（令和3年度実績値については約665ha） 栽培面積は現地確認を行い作付け状況を確認する。現地確認においては営農計画書をもとに農地の巡回を行う。</p>					
備考	水田面積：約527ha（施設園芸用ハウス面積を除く）					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和4年度から新規に設定した目標については、令和2年度及び3年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	長洲町農業再生協議会			整理番号	3	
使途名	地域振興作物への助成（基幹）					
対象作物	野菜、花き・花木、果樹、その他作物（具体的作物は別紙のとおり）					
単 価	13,000円/10a（上限単価25,000円/10a）					
課 題	長洲町においては農業従事者の高齢化が進み、離農や面積の縮小が進んでおり、農家数減少への対策及び新規就農者が参入しやすい環境づくりが課題となっている。そのため、地域振興作物を生産する生産者に対して助成を行うことで、農家の収益の向上及び農業従事者の増加につながる対策を行う必要がある。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	野菜等 （取組面積）	目標	—	19.8ha	20.0ha	20.0ha
		実績	19.8ha	17.6ha	—	—
内 容	対象作物の欄にあげた、「野菜、花き・花木、果樹、その他の作物」を、転作作物として販売目的で作付けした場合に助成する。 主食用米の生産数量目標の減少に応じて、本地域における転作をより推進することを目的に、地域において重要品種とした作物を作付けし、農家収入を引き上げ、農業経営の安定化を図る。					
具体的要件	<p>○助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田活用の直接支払交付金における戦略作物以外の対象作物を、出荷・販売目的で作付する農業者、農業法人又は集落営農 <p>○助成対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に定める交付対象水田 <p>○その他要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の肥培管理を実施し、JA等集荷業者への出荷もしくは自ら販売を行っていること。 ・果樹、永年性作物については、新植から4年目までのものとする。また、新植したことが分かるよう、作業日誌に植栽した日付を記述すること。 ・自然災害等により出荷・販売できないものについては通常の肥培管理を行っていること。 <p>○また、対象作物については、別紙に定める品目以外で、長洲町農業再生協議会長が特に認める場合は対象にできることとする。</p>					
取組の 確認方法	<p>○経営所得安定対策等実施要綱第2の5に基づく確認及び以下の書類等により確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出荷・販売伝票（作物名、日付、出荷・販売先が分かるもの）【※朝市等、露地での販売者（販売伝票が不可の場合）は、現地写真を提出し、販売状況が分かるもの】（助成対象作物が写りこんでいるもの） ・作業日誌（作物名、収穫日が分かるもの）（※果樹、永年性作物については植栽日が分かるもの）（※出荷・販売できないものについては通常の肥培管理がわかるもの） 					
成果等の 確認方法	営農計画書をもとに農場を巡回し、作付面積の確認をおこなう。					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和4年度から新規に設定した目標については、令和2年度及び3年度の目標の記載は不要です。

別紙

地域振興作物への助成対象作物一覧

長洲町農業再生協議会

1. 野菜

なす、かぼちゃ、ピーマン、にんじん、はくさい、トマト、ミニトマト、レタス、きゅうり、すいか、メロン、いちご、レンコン、しょうが、いも類、ねぎ、たまねぎ、きゃべつ、青さやいんげん、未成熟とうもろこし、アスパラガス、オクラ、ニンニク、ヤマイモ、青さやエンドウ、未成熟ソラマメ、ほうれんそう、ブロッコリー、マクワウリ

2. 花き・花木

菊類、ばら、カーネーション、宿根かすみ草、枝物類、花木類、花壇用苗もの類、球根類、食用花き類

3. 果樹

日本なし、ぶどう、柑橘類
(但し、新植から4年目までのものに限る)

4. その他作物

該当なし

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	長洲町農業再生協議会		整理番号	4		
使途名	新規需要米における多収品種の取組（基幹）					
対象作物	新市場開拓用米（輸出米を含む）、米粉用米					
単 価	10,000円/10a（上限単価20,000円/10a）					
課 題	<p>新市場開拓用米（輸出米含む）においては、従来の主食用品種では用途で生じる価格差を解消する事が難しい。そのため、多収性で中外食用として取組が始まっている「やまだわら」等の品種を活用して取り組むことで、10a当たりの収量の増加と低コスト化に取り組み、主食用米との価格差を縮め、今後需要拡大が見込まれる本取組の拡大を進めていく。</p> <p>また、全国的な主食用水稻の需要が減少する中、新たな作物への取組が課題となる。そのような中、新たに米粉用米について、収量性が高く低コスト化につながると同時に、米粉への加工適正に優れる「ミズホチカラ」等の品種を活用して拡大を進めていく。</p>					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	新市場開拓用米 （輸出米含む） ※多収品種の取組に限る	目標	—	2.7ha	3.0ha	3.3ha
		実績	1.7ha	2.6ha	—	—
	米粉用米 ※多収品種の取組に限る	目標	0.5ha	0.5ha	0.5ha	0.5ha
実績		0.1ha	0.0ha	—	—	
内 容	主食用米の需要量の減少が見込まれる中、新たな需要拡大が見込まれる新市場開拓用米及び米粉用米において、多収品種を活用して生産を行うほ場の作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	<p>○助成対象者 水田活用の直接支払交付金の助成対象者。</p> <p>○助成対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める交付対象水田。</p> <p>○対象となる取組 ・新市場開拓用米（輸出用米含む）及び米粉用米として国から取組計画の認定を受けている生産者。 ・新市場開拓用米においては、多収品種「やまだわら」を使用していること。 ・米粉用米においては、多収品種「ミズホチカラ」を使用していること。</p> <p>○その他要件 ・上記の多収品種以外で取り組む場合は、これらの品種と同等の収量の確保が可能と思われる多収品種であることを資料を提供してもらい判断する。（720kg/10aが想定できる品種とする）</p>					
取組の 確認方法	<p>○経営所得安定対策等実施要綱第2の5に基づく確認及び以下の書類等により確認を行う。 ・営農計画書、交付申請書 ・出荷・販売伝票（作物名、日付、出荷・販売先が分かるもの） ・作業日誌（作物名、収穫日が分かるもの） ・国に認定を受けている事</p> <p>○国に認定を受けている事 ・新規需要米取組計画</p>					
成果等の 確認方法	「やまだわら」及び「ミズホチカラ」においては玉名農業協同組合に全量出荷をおこなっているため収量についてヒアリングを行う。					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和4年度から新規に設定した目標については、令和2年度及び3年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	長洲町農業再生協議会			整理番号	5	
使途名	施設園芸加算（基幹）					
対象作物	ミニトマト、トマト、なす、きゅうり、アスパラガス、いちご （施設園芸により販売目的で作付けされた転作作物）					
単 価	10,000円/10a（上限単価22,500円/10a）					
課 題	長洲町においては、ミニトマトを中心に施設園芸作物の作付け推進を図っているが、施設園芸に係る費用負担等の増加による普及低迷が課題のひとつとなっている。一戸あたりの経営面積が小さい状況の中、土地利用型農業の振興に加えて、施設園芸作物を振興することにより、収益の確保を推進し、農業者の収益力向上に繋げる。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	施設園芸 （取組面積）	目標	-	10.7ha	11ha	11.3ha
		実績	10.4ha	10.4ha	-	-
内 容	施設園芸作物（ミニトマト、トマト、なす、きゅうり、アスパラガス、いちご）について、販売を目的として作付した面積に応じて助成し、農業者の収益力向上を図る。					
具体的要件	<p>○助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象作物（施設園芸作物）を、出荷・販売目的で作付する農業者、農業法人又は集落営農 <p>○助成対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に定める交付対象水田 <p>○その他要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の肥培管理を実施し、JA等集荷業者への出荷もしくは自ら販売を行っていること。 ・自然災害等により出荷・販売できないものについては通常の肥培管理を行っていること。 <p>○対象作物については、対象作物として定める品目以外で、長洲町農業再生協議会長が特に認める場合は対象にできることとする。</p>					
取組の 確認方法	<p>○経営所得安定対策等実施要綱第2の5に基づく確認及び以下の書類等により確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出荷・販売伝票（作物名、日付、出荷・販売先が分かるもの） ・作業日誌（作物名、収穫日が分かるもの）（※出荷・販売できないものについては通常の肥培管理が分かるもの） 					
成果等の 確認方法	営農計画書をもとに農場を巡回し、作付面積の確認をおこなう。					
備考	令和3年度からの新規設定。整理番号3との重複助成を可能とする。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和4年度から新規に設定した目標については、令和2年度及び3年度の目標の記載は不要です。

長洲町農業再生協議会名簿

No.	役職	氏名	職名	所属名	決議書	
1	会長	中逸 博光	長洲町長	長洲町	/	議決権無 (15条)
2	副会長	徳永 章	理事	玉名農業協同組合	○	
3	会員	濱北 圭右	会長	長洲町農業委員会	○	
4	会員	増岡 美知子	委員	長洲町農業委員会	○	
5	会員	小野 大介	次長	玉名農業協同組合長洲総合支所	○	
6	会員	北田 和利	代表	梅田営農組合	○	
7	会員	林田 トキヨ	会長	食生活改善推進員（消費者団体代表）	○	
8	会員	上野 峰廣	平原区長	駐在員代表（腹赤校区）	○	
9	会員	馬場 順一	鷺巣区長	駐在員代表（六栄校区）	○	
10	監事	土山 和治	梅田区長	駐在員代表（清里校区）	○	
11	会員	福島 洋一	東荒神区長	駐在員代表（長洲校区）	○	
12	会員	木山 倫彦	農業者	生産者代表（清源寺）	○	
13	会員	山村 学	農業者	生産者代表（上沖洲）		
14	会員	西林 昌幸	農業者	生産者代表（腹赤）		
15	会員	池上 幸雄	農業者	生産者代表（折崎）	○	
16	会員	坂本 正祐	農業者	生産者代表（宮野）	○	
17	会員	木原 大介	農業者	生産者代表（永塩）	○	
18	会員	高野 義孝	農業者	生産者代表（高浜）	○	
19	監事	土山 秋吉	農業者	生産者代表（梅田）	○	
20	会員	塩山 和春	農業者	生産者代表（長洲）	○	
21	会員	濱村 浩史	主事	熊本県農業共済組合玉名支所	○	
22	会員	吉田 泰滋	会長	長洲町担い手育成総合支援協議会	○	